

電子契約サービス導入プロポーザル 質問に対する回答

令和4年10月19日

番号	項目	質問	回答
1	説明書3 サービスの要件 仕様書4 サービス概要・要件	「建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していること。」の判断基準をご教示ください。現在存在する電子契約サービスには、国の制度である「グレースーン解消制度」の枠組みを用いて当該サービスについて政府より適合である旨の回答を得ているサービスと、類似のサービスが同制度を用いて適合である旨の回答を得られたことを以て自社サービスもきっと適合に違いないと判断し自社ウェブサイトにて『「〇〇サイン」は技術的基準を満たすシステム』といった旨を表明しているサービスの、二種類に大別されます。本件においては、市の求めに応じて自社宛の回答書を提示できる製品、つまり客観的事実を提示できることが必須要件であると理解しますが、間違いないでしょうか。	電子署名については、「グレースーン解消制度」により電子署名法に該当する旨の回答を得ていることを要件としていますが、建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合していることについては、サービス提供者自身で証明できれば問題ありません。
2	〃	提案する電子契約サービスそのものが ISMAP クラウドサービスや、ISO27001 及び ISO27017 の認証等を受けていることが必須とされていることを示していることで間違いないでしょうか。これらの要件を満たさない場合、提案を行ったとしても失格となる（評価の対象とならない）と理解しますが、間違いないでしょうか。	サービスが ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていること又は ISO27001 及び ISO27017 の認証を取得していることを要件としており、要件を満たさない場合は審査の対象外となります。
3	説明書9(4)イ 選定基準	本項選考・採点基準について、事前に公開頂くことは可能でしょうか。	採点基準は公表しておりません。

番号	項目	質問	回答
4	〃	最低価格設定はございますでしょうか。	最低価格の設定はありません。
5	〃	技術点, 価格点, それぞれ配点が決まっているのでしょうか。それとも, 総合評価でしょうか。	内容及び価格について総合的に判断します。
6	〃	価格の妥当性とありますが, 価格が低ければ低いほど得点が高くなるのでしょうか。	
7	〃	下記のような場合の評価考え方についてお聞かせください。 例)・1 円などの超低価格の入札があった場合 ・予定価格内ではあるが, 示された上限額そのままの金額であった場合	
8	仕様書 4 (3) 保守対応	「また, 本市職員がクラウド等の使用に必要な技術・知識を習得するための問合せ 対応等については, 本契約に含めるものとする」 上記内容は今回提案予定の電子契約サービスに限ったものという解釈をしておりますが間違いはないでしょうか。	